

## 新型コロナウイルスへの本学の対応について（2021年3月24日現在）

### I. 趣旨および基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症は、政令により「指定感染症」として指定されていますので、学校保健安全法に定める第一種感染症とみなされ、「学校において予防すべき感染症」となりますが、いまだ不明な点が多い感染症であり、国内外の感染状況を見据えると、社会全体としての長期的な対応が必要となることを見込まれます。こうした状況の下にあっても、大学は、その目的および使命を果たすため、学内における感染およびその拡大のリスクを可能な限り低減したうえで、持続的に教育研究活動に取り組む必要があります。このことは、2020年5月26日に学校法人常磐大学の全学危機管理対策本部において策定された「学校法人常磐大学の学校再開に向けた基本的な考え方」（以下「学校再開方針」）および先に文部科学省から発出された「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて（周知）」（令和2年6月5日付2文科高第238号）（以下「文科省ガイドライン」）等にも示されているとおりです。

本学では、学生および教職員が安心して教育研究活動に取り組むことができるよう、学校再開方針および文科省ガイドライン等を踏まえ、感染拡大の防止と学修機会の確保、学生の立場に立った配慮、情報提供および支援、教職員の業務の在り方と体制の確保等にも十分に留意しながら、以下のように対応することとします。

教職員および学生の皆さんは、この方針をよく理解し、引き続き、日常的な衛生行動の励行、感染の予防と感染拡大の防止に努めてください。

### II. 新型コロナウイルスに関連した感染症対策（教育研究活動の継続および新しい生活様式の定着に向けて）

#### 1. 基本的な感染対策および新しい生活様式

学校再開方針では、「基本的な感染対策および新しい生活様式」として、次のような取り組みが求められています。

「身体的距離の確保」「マスク着用」「手洗い・手指消毒」「咳エチケットの徹底」「毎朝の検温」「接触者の記録」「免疫力向上の実践（睡眠・栄養・運動）」「こまめな換気」「接触者数の低減」「密集・密接・密閉の回避」「徒歩や自転車での移動」「近距離での会話を控える」「感染が流行している地域への移動自粛」
---

#### 2. 基本的な感染症対策の徹底【個人レベルの対策】

上記1.の内容等を踏まえ、引き続き、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底してください。具体的には、次に示すような予防行動を心がけるとともに、日常の健康管理や感染リスクの回避に努めてください。

基本的な予防行動	感染リスクが高い場所や場面を避ける
①感染が流行している地域への移動自粛	・換気が悪い部屋
②3つの条件(換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、近距離での会話や発話が生じる密接場面)(以下「3つの密」)を避ける	・狭い部屋に集まる ・多くの人が集合する ・大声をだしあう、歌う、笑う ・ツバや咳がかかる距離での会話
③こまめな手洗い(水と石けんによる手洗いを徹底する)	・握手、ハグなどの触れ合う挨拶 ・同じ器具や物を複数で使用する
④咳エチケット(咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる)	・鼻や口を手で触る・拭う ・空気が乾燥している、のどが乾燥する ・のどや目に炎症がある
⑤人と接する時のマスク着用	・喫煙・受動喫煙
⑥体調管理とストレス対処(毎朝の検温、発熱等風邪の症状がある場合は無理に登校しない等)	・飲酒 ・睡眠の不足や疲労する行動 など

### 3. 教育活動にかかわる一般的な感染予防策の徹底および衛生環境の整備等【機関レベルの対策】

学内や地域における感染拡大の防止と、学生の学修機会の確保を両立しながら、持続的に教育研究活動に取り組むためには、あらゆる場面で「3つの密」が重なることを徹底的に回避する対策が不可欠となります。本学では、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が示した「新しい生活様式」も踏まえ、衛生環境の整備にも十分に留意しながら、次のような措置を講じることとします。

#### (1)～(3) 省略

#### (4) 一般的な感染予防策の徹底および衛生環境の整備等

教育活動にかかわる感染症対策として重点的に取り組む事項等は、次のとおりです。

##### ① 衛生管理を徹底する

・大学の施設内に手指の消毒設備を設置するとともに、共用物品や頻繁に手が触れる場所は定期的に消毒を行う。

##### ② 「3つの密」が重なることを回避する

###### ア) 密閉空間の回避

- ・施設の換気を適切に行う。
- ・授業開始から45分経過した時点で5分間程度の換気を実施する。
- ・窓を開けることができない教室等では、入口の扉を開けるなどの方法で換気を実施する。

- ・換気の際は、空調設備や衣服等による温度調節にも配慮する。
- ・施設使用の形態や性質も考慮しつつ、換気設備を適切に使用する。2つ以上の窓を同時に開けるなどの工夫を行う。

### ③ 日常の健康管理等を徹底する

- ・毎朝の検温を励行する。
- ・発熱等風邪の症状がある場合には、学生の登校を停止する。下記Ⅲ. に示す「出席（登校）停止」の扱いについて十分に説明し、無理に登校することの無いよう徹底する。
- ・登校後に発熱した場合に備え、待機させるための別室を準備する。

## Ⅲ. 学内で感染者が発生した場合の対応等（感染が疑われる場合の対応を含む）

### 1. 相談窓口

感染が心配な場合や、感染の疑いがある場合は、各都道府県が公表している帰国者・接触者相談センターに相談してください。茨城県の相談窓口は、茨城県新型コロナウイルス感染症受診・相談センター 専用電話（直通番号）029-301-3200【24時間対応】です。

### 2. 感染が疑われる症状が見られる場合の対応

#### （1）発熱等の風邪の症状が見られる場合

- ・無理をせずに授業等を休み、外出を控え、自宅で休養してください。
- ・自宅で休養する場合は、電話で保健室（TEL：029-232-2640）または学生支援センター（TEL：029-232-2510）に連絡してください。（登校はしないこと）
- ・自宅で休養している間は、毎日、体温を測定して記録してください。

#### （2）強い症状がある場合や比較的軽い風邪の症状が続く場合

① 次のような症状が見られる場合は、学校保健安全法第 19 条の規定により「登校停止」とします。登校停止の期間は、「症状が治まるまで」とします。速やかに、保健室または学生支援センターに電話で連絡してください。（登校はしないこと）

- ・風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が 4 日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様）
- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

② また、次のような症状が見られる場合は、帰国者・接触者相談センターに相談してください。

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（症状が 4 日以上続く場合、強い症状と思う場合、解熱剤などを飲み続けなければならない場合も同様）

### (3) 医療機関を受診する場合の留意事項

医療機関を受診する場合は、帰国者・接触者相談センターから受診を勧められた医療機関を受診してください。

### 3. 濃厚接触者に特定された場合の対応

濃厚接触者に特定された場合は、感染拡大を防止する観点から「登校停止」とします。登校停止の期間は、「感染者と最後に接触した日から14日間」とします。速やかに、電話で保健室（TEL：029-232-2640）または学生支援センター（TEL：029-232-2510）に連絡してください。（登校はしないこと）

登校停止の期間は、毎日、体温を測定して記録するなど、健康状態に注意を払い、上記2.

(2) に示すような症状が見られる場合は、帰国者・接触者相談センターまたは保健所等の窓口にご相談するとともに、保健室または学生支援センターに電話で連絡してください。（登校はしないこと）

### 4. 感染していると診断された場合の対応

医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合は、学校保健安全法第19条の規定により「登校停止」となります。登校停止の期間は、学校保健安全法施行規則第19条第1項の規定により「治癒するまで」となります。速やかに、電話で保健室（TEL：029-232-2640）または学生支援センター（TEL：029-232-2510）に連絡してください。（登校はしないこと）

この措置の後、登校を再開するにあたっては、受診した医療機関において「診断書」または「治癒証明書」等の発行を受けてください。

### 5. 登校停止により欠席した授業等の取扱い

上記2. から4. の措置に基づく自宅での休養および登校停止により欠席した授業等については、「常磐大学授業、試験等における欠席の取扱いに関する規程」第6条または「授業および試験等における欠席の取扱いに関する規程」第6条の規定により取り扱うことになります。登校を再開した際は、授業担当教員へ「欠席届」を提出し指示を受けてください。